平成30年度答申第46号平成30年10月29日

諮問番号 平成30年度諮問第39号(平成30年9月11日諮問)

審 杳 庁 農林水産大臣

事 件 名 兵庫県漁業調整規則47条1項に基づく停泊命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

理由

第1 事案の概要

1 事案の経緯等

(以下、審査請求人提出に係る資料及び処分庁提出に係る資料については、 いずれも「資料」という。)

(1) 兵庫県知事(以下「処分庁」という。)は、審査請求人がP、Qとともに、「平成28年11月7日午前9時28分頃、A地より真方位166度、距離500メートル付近の海域(共同漁業権第a号(以下「共第a号」という。)区域内)において、許可に付された制限又は条件により、共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の同意を得なければ操業してはならないとされているにもかかわらず、漁業権者の同意を得ずに、使用船舶(B船(漁船登録番号b、総トン数4.9トン)及びC船(漁船登録番号c、総トン数4.9トン))により、機船船びき網漁業を営んだ」として、聴聞の機会を与えた上で、平成29年2月28日付けで、審査請求人に対し、兵庫県漁業調整規則(昭和41年兵庫県規則第48号。以下「本件規則」という。)47条1項に基づき、B船及びC船について、平成29年

3月20日午前9時から同月24日午後5時までの5日間、**D漁港**に停泊を 命じる旨の処分を行った(以下「本件処分」という。)。

(資料A②、資料G)

(2) 審査請求人は、平成29年3月14日、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (3) 審査庁は、平成30年9月11日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。
- 2 本件審査請求の要旨

審査請求人は、本件処分には次のような瑕疵があると主張して本件処分の取消しを求めている。

(1) 緊急避難の成立

B船及びС船は、平成28年11月7日午前9時15分頃、E港地沖地点でF航路内を東に走行していたが、ガット船等の西方への航行が相次ぎ、さらに同9時30分前には、共第a号より南側に位置するF航路内を東方から大型貨物船(全長約150メートル)が航行して来た。この際の網船の速度は時速2ノット(時速約3.7キロメートル)であったところ、大型貨物船の速度の方が格段に速かったため、すぐさま50~60メートル先に迫る状況となり、潮流も西方へと変化していたため、このままでは網船や網が大型貨物船と接触する危険が生じた。そのため、大型貨物船を回避するため、北方へ方向転換をし、そのままE港方向へ進んだ。

その後、E港前において、G漁協の漁船団約10隻が一箇所に固まって 操業しているのに遭遇し、同漁船団との距離は50~60メートルほどで接 触の危険性が高かったため、これを避けるため西方向に回避し、やむなく共 第a号内に進入することとなった。C船とB船は速やかに共第a号内からの 離脱を図ったが、網船の速度は極めて遅く、急な進路変更ができなかったた め、時間をかけての回避とならざるを得なかったものである。

このように共第a号内に進入したことについては緊急避難が成立する。

(2) 違法な操業行為に当たらないこと

また、この間、B船及びC船は網を船上に上げる時間はなく、網を引っ張った状態で回避を続けていたが、両者の間は5~10メートル程度しかなく、いわゆる船びき網操業の体勢はとっていなかった。

共同漁業権水域内で操業したかどうかは網が共同漁業権水域内にあり操

業可能な状況にあるのかによって判断する必要があり、網船が共同漁業権水域内にあるだけでは足りないと考えるべきである。本件における実態は共同漁業権水域からの退避過程において生じた進入行為にすぎず、違法な操業行為には当たらない。

(3) GPSが指し示す位置にずれがあること

本件当時、Pが操船していたC船は、日本測地系を採用したGPSを搭載しており、処分庁の漁業取締船「H」(以下、単に「H」という。)は、世界測地系を採用したGPSを搭載していたが(資料 10-1)、日本測地系のGPSの経緯度は、世界測地系のGPSの経緯度と比べ、北西方向へ約450メートルずれる場合があり(資料 10-2、資料 10-3)、当日Pが船内GPSで把握していた共第 a 号の境界線は、「H」により示された線より北西方向にずれ、内側に入るものであったため(資料 9 ・別紙 1)、P は、B船及びC船が共第 a 号内にわずかに入ったものの、速やかに退避できる位置にあると認識していたものであり、違法な操業行為を行っているとの認識は抱いていなかった。

(4) 比例原則違反であること

B船及びC船の行為は、共第a号内に長時間かつ連日にわたって進入した行為ではなく、わずか1日、数十分進入したにすぎないものであり、進入も意図的なものではなく、漁船の針路上やむなく進入したものにすぎないから、B船及びC船の行為によって漁業権者間の調和的な漁業権行使が困難になるとか水産資源の枯渇を招くようなものではない。

このような行為は、漁業取締り上の必要性すら存在しない軽微なものであって、国の処分基準にも定められているとおり、警告等の行政指導にとどめてしかるべきであるのに、これに対して業務停止に等しい停泊処分を課すことは、明らかに比例原則に反し、社会通念上著しく妥当性を欠いている。

(5) 法令の趣旨・目的に反する目的や動機に基づいたものであり、平等原則違反であること

本件で発動された「H」による取締り行為は、平成19年11月7日の | 漁業協同組合外7組合による一斉不同意及び取締り要請のうちの共第a号 に関する不同意及び取締り要請によるものであると考えられる。

しかし、当時、E港前においてG漁協の漁船団が機船船びき網漁を操業していたが、G漁協の許可漁業者らは、共第a号の漁業権者である I 漁協、 D漁協、J漁協から操業の明示的な同意を得たことがないのであるから、こ れらG漁協の漁船団に対しても本件規則14条違反行為に基づく取締りが行われるべきであった。しかし、「H」の取締りは、B船及びC船のみを対象として取締りを行ったものであり、平等原則に反し、漁業調整上の目的・必要性からではなく、審査請求人らを排除しようとする共同漁業権者らの意向に従って行われた「取締りのための取締り行為」ともいうべきものであって、裁量権の著しい濫用として違法又は不当である。

(6) 任意同行・取調べ時の手続が違法であること

当日における停船命令並びに検査及び質問(漁業法(昭和24年法律第267号)74条4項、本件規則51条)と平成28年11月30日におけるPらへの取調べは、漁業監視吏員であり、漁業法74条5項に基づく司法警察員の資格を有する「H」船長であるRが行ったが、これらのRの職務は、漁業に関する罪に関する司法警察職員としての職務であり、刑事訴訟法に規制されるため(漁業法74条5項)、Rは刑事訴訟法198条の任意取調べに関する規定に従って、被疑者たるPに被疑事実及び供述拒否権(黙秘権)を告知し、任意において署名押印を求める手続をとらなければならなかった。しかし、Rによる任意取調べは、これらの刑事訴訟法規定の手続を遵守しない違法なものであった。

上記手続的違法は、本件処分に影響すると考えるべきである。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査請求人の主張は以下のとおりいずれも理由がないから、本件審査請求は 棄却するべきである。

なお、審理員意見書においても、同旨の理由を述べた上で、本件審査請求に は理由がないから棄却されるべきであるとしている。

1 緊急避難について

B船及びC船が海中に網を入れたまま共第a号区域内を航行したことについては審査請求人、処分庁ともに争いがなく、処分庁から提出された審査請求人らの署名捺印がなされた聴聞書(資料A③:資料1から3まで)によれば、平成28年11月7日当日には、C船の操船者であるPは、同日、共第a号区域内で操業を行っていたことを認める旨の供述をし、また、審査請求人らは、共第a号の漁業権者から同意が得られていないため、機船船びき網漁業の操業ができないことを理解している旨供述している。

審査請求人は緊急避難が成立すると主張するが、その原因と主張する全長約150メートルの大型貨物船やG漁協の漁船団の存在を証明する客観的な資料

は示されていない。

2 GPS装置(日本測地系と世界測地系)の違いについて

共第a号の区域は、陸上基点からの真方位と距離で告示(資料F)されており、GPS装置で表示される緯度経度が世界測地系であるか日本測地系であるかにかかわらず、陸上基点に対する共第a号区域の位置に相違はない。このため、C船のGPS装置が日本測地系であったために、同船の操船者が共第a号区域の東端より450メートルも内側に入っていたという認識はないとする審査請求人の主張には合理性がない。

3 任意同行・取締り時の手続が違法であることについて

平成28年11月7日の聴取について、審査請求人と処分庁の双方の主張が対立しており、処分庁から聴取者に対しどのような説明を行ったかについて客観的に確認することはできないものの、同月30日に処分庁が審査請求人らに対して行った聴取では、処分庁からの「呼出状」において「漁業法第74条第3項に基づく検査、質問」であることが明記(資料M-1からM-3まで)されており、同日の聴聞結果に基づいて本件処分が行われていることから、処分庁の手続には問題が認められない。

4 平等原則違反について

共第a号区域で操業を行う審査請求人らと別の機船船びき網漁業者の許可に も、審査請求人らと同じ制限又は条件が付されている。審査請求人らが共第a 号区域で操業を行うことについては、当該漁業権者から明示的な不同意の意思 表明が行われており、審査請求人らに対して処分庁が制限又は条件の違反に係 る取締り行為を行ったことは、妥当性を欠くものではない。

5 比例原則違反について

審査請求人らの許可に付された制限又は条件は、共同漁業権者の操業を妨げることを防ぐためのものであり、当該漁業権者が、明示的に不同意である旨の意思表明をしている場合、審査請求人らの許可による操業により、当該漁業権者との間で漁業秩序が乱される可能性が否定できない。

また、処分庁は、従前より定めている基準に沿って処分を行っており、過剰 処分には当たらない。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について
 - (1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手続は次のとおりである。

ア 審査庁は、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、水産庁漁

政部企画課水産業体質強化推進室長であるSを指名した。

- イ 処分庁は、平成29年5月8日付けで、審理員に対し、弁明書を提出し、 また、審査請求人は、同年7月11日付けで、審理員に対し、反論書を 提出した。
- ウ 審査請求人は、平成29年10月26日付けで、審理員に対し、口頭意 見陳述の申立てを行い、口頭意見陳述の実施時期について、反論書に対 する処分庁からの再弁明書の提出後を希望するとした。
- エ 処分庁は、平成29年11月13日付けで、審理員に対し、再弁明書を 提出し、また、審査請求人は、同年12月18日付けで、審理員に対し、 再反論書を提出した。
- オ 処分庁は、平成30年2月23日付けで、審理員に対し、再々弁明書を 提出し、また、審査請求人は、同年3月28日付けで、審理員に対し、 再々反論書を提出するとともに、口頭意見陳述の実施を改めて申し立て た。
- カ 審理員は、平成30年4月26日付けで、審理関係人に対して口頭意見 陳述を実施する旨を通知し、同年5月18日、口頭意見陳述を実施した。
- キ 審理員は、平成30年8月20日付けで、審理関係人に対し、審理手続 を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定 時期が同月27日である旨を通知した。
- ク 審理員は、平成30年8月27日、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

なお、本件処分から諮問書の提出までの各手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件処分(処分庁) : 平成29年2月28日付け

本件審查請求 :同年3月14日(審查庁受付日)

弁明書提出(処分庁) : 同年5月8日付け

反論書提出(審査請求人) : 同年7月11日付け

口頭意見陳述申立て(審査請求人):同年10月26日付け

再弁明書提出(処分庁) : 同年11月13日付け

再反論書提出(審査請求人) : 同年12月18日付け

再々弁明書提出(処分庁) : 平成30年2月23日付け

再々反論書提出(審査請求人):同年3月28日付け

口頭意見陳述実施 : 同年5月18日

審理員意見書提出: 同年8月27日(審査庁受付日から76週間)諮問書提出: 同年9月11日(審査庁受付日から78週間)

(2) 上記の本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点は うかがわれない。

2 本件審査請求の利益の有無について

本件処分は、審査請求人に対し、B船及びC船について平成29年3月20日午前9時から同月24日午後5時までの5日間、D漁港に停泊を命じるものであり、その期間は既に経過している。

しかし、処分庁は、漁業関係法令に違反した者に対しては、本件規則に定めるもののほか、「漁業関係法令違反に対する行政処分方針」(平成26年7月16日施行、資料4)を策定し、そこでは、停泊処分を受けた者がその原因となった違反から3年以内に、同一漁業について再び新たな停泊処分の原因となる違反をした場合は、停泊処分の日数に15日以内の日数が加重される仕組みが採られている。

したがって、審査請求人が本件審査請求によって本件処分の取消しを求める 利益は現在も存在しているものと認められる。

- 3 本件処分の対象となる違法行為の存在
 - (1) 各項末尾掲記の資料によれば、次の各事実が認められる。
 - ア 審査請求人は、P、Q、T及びUとともに共同経営する本件規則7条3 号所定の機船船びき網漁業(以下「機船船びき網漁業」という。)の代 表者である。

(審査請求書、弁明書)

イ 処分庁は、平成26年12月8日付けで、審査請求人に対し、B船及び C船を使用船舶とするいわし・いかなご船びき網漁業について、有効期間を平成27年1月1日から平成29年12月31日までの3年間として許可し、本件規則10条に基づき、「機船船びき網漁業許可証」を交付した(以下、上記許可処分を「本件許可処分」という。)。

本件許可処分には、本件規則14条に基づき、「共同漁業権の設定してある区域においては、漁業権者の同意を得なければ操業してはならない。」との制限が付されている。

(B船に係る機船船びき網漁業許可証、 C船に係る機船船びき網漁業許可証)

ウ 平成28年11月7日のB船及びC船

(本項においては、同日中の時刻については、年月日の記載を省略する。)

a 午前9時27分29秒、「H」は、共第a号区域内の北緯e度f₁分、 東経g度h₁分(世界測地系による。以下「北緯」及び「東経」という 場合において同じ。)の位置にあり、船首方位は85.5度(真方位。 以下「船首方位」という場合において同じ。)で26.8ノット(時 速約50キロメートル)で航行していたところ、B船及びC船の航行 を確認した。

(資料E-1)

b 午前9時28分00秒、「H」が共第a号区域内の北緯e度f₂分、 東経g度h₂分の位置にあったとき、「H」の船員は、「H」の前方左 舷側にB船及びC船が、網船として、袋網を含む漁具をB船及びC船 の船尾から延ばしたワイヤーロープで曳きながら航行していることを 確認した。

そこで、「H」は、午前9時28分05秒、B船及びC船に対して、サイレンを発信して停船を促し、午前9時28分23秒、「H」の船長がマイクで揚網を指導したが、B船及びC船はこれに応じることなく、航行を続けた。

(資料D-1、資料D-3からD-14まで、資料E-2、資料E-3)c 午前9時28分40秒、B船及びC船は、上記指導に応じることなく航行を続けていた。

午前9時28分41秒における「H」は、共第a号区域内の北緯e度 f_3 分、東経g度 h_3 分の位置にあり、船首方位101.2度で7.9ノット(時速約15キロメートル)で、B船の進行方向の右側をB船の後方から接近した。

(資料D-1、資料D-4、資料E-2)

d 午前9時28分46秒、「H」は、B船及びC船に対し、音響信号 により停船を求めるLの信号(国際海事機関が採択した国際信号書に 規定される停船信号)を発した。

(資料D-1)

e しかし、午前9時28分55秒、B船及びC船は、依然として、航行を続けていた。この時、「H」は、共第a号区域内の北緯e度 f_4 分、東経g度 h_4 分の位置にあり、船首方位132.3度で7.5ノット

(時速約14キロメートル)で、B船の進行方向の右側約30メートルの距離に接近して並んで航行していた。「H」は、その後も、B船の進行方向の右側に接近して並んで、揚網を指導し、サイレンを発信して停船を促しながら、航行を続けたが、B船及びC船は、そのまま航行を続けた。

(資料A③、資料D-1、資料D-5からD-8まで、 資料E-3からE-5まで、資料J)

f 午前9時29分27秒、「H」は、航行を続けているB船の操船者のいる船室の扉が少し開いた状態で、音響信号及びマイクによる音声を聞き取れない状況ではないことを確認した。

なお、「H」は、その際、B船の漁船登録番号(b)を、次いで午前 9時29分33秒には、C船の漁船登録番号(c)をそれぞれ撮影した。 (資料D-1、資料D-9、資料D-10)

g その後も、B船及びC船は、航行を続けたため、午前9時30分5 4秒、「H」は、B船及びC船に対し、再度、音響信号により停船を 求め、午前9時31分11秒、「H」の船長が、B船及びC船に対し、 マイクで停船を促した。

(資料D−1)

h 午前9時31分21秒、「H」は、サイレンを発信して停船を促した。その直後の午前9時31分29秒における「H」の位置は、共第 a 号区域内の北緯 e 度 f $_5$ 分、東経 g 度 h $_5$ 分であり、船首方位167.7度で2.1ノット(時速約4キロメートル)で、B船の進行方向の 右側に接近して並んで航行し、その後も、マイクにより揚網を指導し、サイレンを発信して停船を促しながら、航行を続けていたが、B船及 びC船は航行を続けた。

(資料D-1、資料D-11からD-14まで、資料E-6からE-8 まで)

i 午前9時33分36秒、「H」は、共第a号区域内の北緯e度f。分、 東経g度h。分の位置にあり、船首方位139.3度で1.9ノット (時速約3.5キロメートル)で、B船の進行方向の右側に接近して 並んで航行を続けていたが、B船及びC船は、航行を続けた。

(資料D-1、資料E-9)

i 午前9時33分50秒、K船(漁船登録番号d)が「H」の後方か

ら「H」とB船の間に割り込んで、「H」の左舷側に接近してきたため、「H」は、B船の進行方向の右側に接近して並んで航行することを解除し、K船の進行方向の右側に接近して並んで航行し、「H」の船長が、K船を操船していたQに対して、B船及びC船に揚網するよう改めて指導し、その後、同船長は、Qに対して、本件規則51条に基づき、B船及びC船に漁業法74条3項に基づく検査等を行うため停船するよう命じた。

(資料D-1、資料D-15)

k 午前9時34分14秒、B船及びC船は、依然として航行を続けていたが、午前9時36分39秒、B船及びC船は船間距離を縮めて揚網体制に入り、午前9時36分56秒、B船及びC船は、接舷し、揚網を開始した。

(資料D-1、資料D-16からD-18まで)

1 午前9時41分16秒、K船は、B船及びC船が曳網していた袋網のみをB船及びC船のワイヤーロープに繋がれた漁具から切り離し、 K船の船上に引き揚げた。

(資料D-1、資料D-19)

m 午前9時42分19秒、「H」は、K船に接近し、「H」の船長が、 K船を操船していたQに対し、K船の船上に引き揚げた漁獲物の入っ た袋網は、B船及びC船が曳網していたものか確認したところ、その とおりであることを認めた。

(資料D-1)

n 午前9時43分22秒、B船及びC船は接舷して揚網作業をしており、午前9時45分頃、「H」は、接舷状態のB船及びC船にC船の後方から接近し、C船の左舷側に接舷し、「H」の船員が、C船の操船者であるP及びB船の操船者であるVに対して、漁業法74条3項に基づく検査及び質問を行った。

その後、「H」の船長は、B船及びC船の操船者らに対して、安全面を考慮して、E港に移動して、引き続き漁業法74条3項に基づく検査及び質問を行うことを伝えたところ、操船者らが応じたため、E港に移動することとした。

(資料D-1、資料D-20)

(2) 審査請求人は、B船及びC船が共第a号区域内に進入したのは、東から来

る大型貨物船を避けたところ、さらにG漁協の漁船団約10隻が一箇所に 固まり操業しているのに遭遇したのでこれを避けようとしたためであり、そ の間も網を曳いていたのは同漁業権区域外に出た際には引き続き漁を行おう と考えたからであると主張し、C船を操船していたPの平成29年1月6日 付け陳述書には、これに沿う陳述の記載がある。

しかし、Pは、平成28年11月30日に漁業法74条に基づく検査及 び質問を受けた際に同月7日のС船の行動を詳しく述べているが、「午前7 時30分頃に1回目の網を入れ、西に向けて網を曳き始めました。その後、 東に向きを変えL海岸沖で一般船舶を回避するために北に変針しました。 その後、他の船びき網船団が確認されたため、これらの船団を回避するた めに北西に向いて網を曳いていました。」と述べているが、このときには、 東から大型貨物船が進行してきたのでこれを避けて進路を変更したことやE 港前でG漁協の漁船団約10隻が一箇所に固まり操業しているのに遭遇し、 そのために進路を変えたことなどは、全く述べていないこと、「H」は、B 船及びC船の周辺の共第a号区域内で、大型貨物船、ガット船等の航行やG 漁協の漁船の操業を全く確認しておらず、「H」が撮影したビデオの映像に も、そのような船影は見当たらないこと(Pの平成29年12月16日付け 陳述書(資料9)添付の別紙2の1枚目の画像には「G船団と思われる。」 として船影らしきものを囲んだ書き込みがあるが、これらの船影はE港より ははるかに東のM橋付近のものであり、Pの平成29年1月6日付け陳述書 に沿うものとは認められない。)。

- (3) 審査請求人は、本件では処分庁が「H」から撮影していたとする動画が提出されず処分庁の判断により細切れにされた写真のみが提出されており、意図的に切り出した画像である旨を主張するが、そのような作為をうかがわせる具体的根拠はなく、これらの写真の背景及び漁船の位置はほぼ連続したものとなっており、意図的に切り出されたものとは認められない。
- (4) 以上の事実に加え、資料D-1からD-20まで、資料E-1からE-9まで及び資料Jによれば、上記(1)ウeの時点(平成28年11月7日午前9時28分55秒)におけるB船及びC船は、共第a号区域の東端線から約450メートル、南端線から北に約200メートル程度進入した位置にあり、その後も、少なくとも(1)ウiの時点(午前9時33分36秒)までは、共第a号区域内を網船として袋網を含む漁具をB船及びC船の船尾から延ばしたワイヤーロープで曳きながら航行していたと認められることからすれば、B

船及びC船は、平成28年11月7日午前9時28分頃、A地より真方位166度距離500メートル付近の海域(共第a号区域内)において漁業権者の同意を得ずに、機船船びき網漁業を営んだものと認めることができる。

4 本件処分の適否及び妥当性について

(1) GPSの示す位置のずれについて

審査請求人は、世界測地系と日本測地系のGPSとでは緯経度に大幅なずれがあり、平成28年11月7日当日、Pが船内GPSで把握していた共第a号区域の境界線は、「H」により示された線より北西方向にずれ、内側に入るものであった(資料9・別紙1)旨を主張する。

しかし、資料F記載のとおり、共第a号の区域は、陸上基点からの真方位と距離で告示されており、GPS装置で表示される緯度経度が世界測地系であるか日本測地系であるかにかかわらず、陸上基点に対する同区域の位置に相違はない。また、資料D-2からD-20までに明らかなとおり、当日の視界は良好で、N地、O市役所、M橋など目標となる陸上の建造物などは目視によっても十分確認可能であったと認められる。

したがって、審査請求人の上記の主張は理由がない。

(2) 刑事訴訟法の手続違反の主張について

審査請求人は、「H」の船長であるRによる任意取調べは、刑事訴訟法の手続を遵守しないものであり、手続的違法が存在する旨を主張するが、当該取調べは漁業法74条3項の規定に基づく検査及び質問であり、漁業取締りのために行われたものであって、刑事責任の追及を目的とした刑事訴訟法198条の任意取調べには当たらない。

したがって、審査請求人の上記の主張は理由がない。

(3) 比例原則違反・平等原則違反について

審査請求人は、本件のような軽微な行為に対し、業務停止に等しい停泊 処分を課すことは、漁業取締り上の必要性が存在しないような行為に対し、 必要最低限の手段とかけ離れた重い手段をとるものであり、明らかに比例原 則に反するものである旨を主張する。

しかし、上記3に認定した行為は、審査請求人に対する漁業許可に付された条件に意図的に反する行為であり、前述した当該行為の内容からして、漁業秩序を乱し、水産資源の枯渇にもつながるおそれのあることから、看過できるようなものではなく「漁業取締り上の必要性」が肯認できるものである。そして、処分の内容は、処分庁があらかじめ定めた処分基準に沿ってお

り、また、その基準は、資料 I によれば、近隣府県と同等の範囲内にある基準であることからしても、本件処分が比例原則・平等原則に反しているとは認められない。

5 以上によれば、本件処分に違法又は不当があるとは認められず、本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会	第1部会
14 94 1 /4/2 🖽 💴	>1V = F1: E-1

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	U &	: <i>4</i>